

県政スポット CM 制作業務委託 業務仕様書

- 1 件名
県政スポット CM 制作業務
- 2 目的
県政について、印象強く、わかりやすく県民に周知・広報することを目的とした、主にテレビ放送向けのスポット CM を 3 本制作する。
- 3 委託期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで
- 4 制作テーマ及び方針
別紙「制作テーマに関する詳細」のとおり
- 5 委託業務の内容
 - (1) 制作仕様
 - ① CM の長さは 30 秒とすること
 - ② CM の最後に県より提供する 3 秒のサウンドロゴを挿入すること
 - ③ SNS 投稿用の画像データ及び YouTube 掲載用のサムネイル画像等を作成すること
 - ④ 視聴覚に障害のある視聴者に対して十分な訴求効果を与えられるよう、音声、映像及び表現などに配慮を行うこと
 - ⑤ 字幕付 CM とすること。テレビやレコーダーの「字幕」機能を ON にすることで表示される字幕であること
 - ⑥ 使用期間は設けないこと
 - ⑦ 素材は出所が明らかなものを使用し、永続的に使用が可能となるようにすること
 - ⑧ 使用する音楽の著作権は、永続的に使用が可能となるよう著作権処理を行うこと
 - ⑨ 一般社団法人日本民間放送連盟が提供するテレビ CM 素材搬入基準に準拠すること
 - ⑩ その他機材の手配や撮影に伴うスタッフの旅費等も含め、制作に係る全ての費用は委託料に含まれるものとする。
 - (2) 使用機会
 - ① 地上波デジタルテレビ放送での放映
 - ② 奈良県公式 YouTube チャンネルでの配信
 - ③ 奈良県ホームページへの掲載
 - ④ SNS 等への投稿
 - ⑤ その他イベント等での放映など
 - (3) 成果物
 - ① テレビ視聴用データ (XDCAM ディスクに記録、正副 1 枚ずつ)
解像度：1920 ピクセル×1080 ピクセル
ビットレート：50Mbps 固定 (CBR)
フレームレート：59.94i
音と尺：本編の前後は 0.5 秒無音にする
※セーフティエリア (93%) 内に表示内容を収めること
 - ② インターネット配信用データ (USB メモリに記録、1 枚)
ファイル形式：MP4 形式
解像度：4K 以上
映像ビットレート：推奨 15Mbps (最大 20Mbps) / VBR 推奨

音声ビットレート：192kbps 以上

エンコード形式：VBR

③ DVD-Video 規格の DVD 正副 2 枚

④ その他 SNS（YouTube 含む）投稿用のデータ（②の DVD-R に記録）

（４）その他制作条件等

- ① 制作に必要な取材、撮影、編集等は、受託者が企画案に沿って行うが、県と協議の上その内容を決定すること
- ② 納品までの制作過程で県が内容の確認及び修正の指示を行える十分な機会（期間及び確認回数）を設けること
- ③ 撮影先や出演者等との連絡調整及び撮影日の日程調整等を行うこと
- ④ 撮影の際に発生する使用料、出演料及び謝礼等の費用を負担すること
- ⑤ 本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。

6 留意事項

- ・ 成果物に係る著作権は原則としてすべて県に帰属するものとする（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）。
- ・ 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと
- ・ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。
- ・ 本業務の実施に当たっては、個人情報や著作権、肖像権等の権利関係に十分留意し、適切に対応すること
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と十分協議して対応すること
- ・ 本業務を受託しようとする者は、別添の遵守事項を理解した上で受託すること

7 県の担当部署

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 総務部 知事公室 広報広聴課 報道・広報制作係

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。